

## 愛媛大学学術支援センター運営委員会規程

平成27年 4月 1日  
規則 第 33 号

### (趣旨)

第1条 この規程は、愛媛大学学術支援センター規則第6第2項の規定に基づき、愛媛大学学術支援センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 愛媛大学学術支援センター(以下「センター」という。)の運営に係る基本事項に関すること。
- (2) センターの予算及び決算に関すること。
- (3) その他センターの運営に関すること。

### (組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
  - (2) 副センター長
  - (3) 部門長
  - (4) センターの准教授以上の専任教員
  - (5) 各学部の専任教員 各1人
  - (6) 研究・産学連携支援部長
  - (7) その他委員長が必要と認めた者
- 2 前項第5号の委員は、当該学部長が推薦し、学長が任命する。
- 3 第1項第7号の委員は、運営委員会の議を経て委員長が推薦し、学長が任命する。
- 4 第1項第5号及び第7号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

### (議事)

第5条 運営委員会は、委員(代理者を含む。以下同じ。)の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第7条 運営委員会は、専門的事項を調査検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、運営委員会が定める。

(事務)

第8条 運営委員会に関する事務は、研究・産学連携支援部研究・産学連携課及び先端研究推進課並びに医学部事務部及び農学部事務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 愛媛大学総合科学研究支援センター運営委員会規程（平成16年規則第23号）は、廃止する。

3 愛媛大学応用タンパク質研究施設運営委員会規程（平成26年規則第164号）は、廃止する。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、第3条第2項の規定により最初に任命される社会共創学部と同条第1項第5号の委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。